

議 案 名	富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について																										
制 定 趣 旨	<p>管理職手当の改定に伴い、管理職手当の月額の上限を変更するものです。</p>																										
制 定 内 容	<p>第17条の3第2項 管理職手当の月額の上限となる割合を変更</p> <table border="1" data-bbox="478 1025 1259 1115"> <tr> <td style="text-align: center;">改正前</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">改正後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100分の15</td> <td></td> <td style="text-align: center;">100分の25</td> </tr> </table> <p>・国においては平成18年人事院勧告に基づき平成19年度から、当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の100分の25を超えない範囲で定額とされています（一般職の職員の給与に関する法律第10条の2第2項）。</p> <p><参考> ○管理職手当の改正案</p> <table border="1" data-bbox="478 1451 1299 1749"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職</th> <th colspan="2">支給額</th> </tr> <tr> <th>(改正前)</th> <th>(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長職</td> <td>70,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>部長相当職</td> <td>60,000円</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>副部長及び副部長相当職</td> <td>55,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>課長及び課長相当職</td> <td>50,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>副課長及び副課長相当職</td> <td>37,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※富士見市管理職手当の支給に関する規則別表を改正予定</p>	改正前	⇒	改正後	100分の15		100分の25	職	支給額		(改正前)	(改正後)	部長職	70,000円	80,000円	部長相当職	60,000円	70,000円	副部長及び副部長相当職	55,000円	60,000円	課長及び課長相当職	50,000円	55,000円	副課長及び副課長相当職	37,000円	40,000円
改正前	⇒	改正後																									
100分の15		100分の25																									
職	支給額																										
	(改正前)	(改正後)																									
部長職	70,000円	80,000円																									
部長相当職	60,000円	70,000円																									
副部長及び副部長相当職	55,000円	60,000円																									
課長及び課長相当職	50,000円	55,000円																									
副課長及び副課長相当職	37,000円	40,000円																									
施 行 日	令和5年4月1日																										

富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号）新旧対照表

新	旧
<p>(管理職手当) 第17条の3 (略) 2 前項の規定による管理職手当の月額、当該管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を<u>100分の25</u>を超えない範囲で規則で定める額とする。</p>	<p>(管理職手当) 第17条の3 (略) 2 前項の規定による管理職手当の月額、当該管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を<u>100分の15</u>を超えない範囲で規則で定める額とする。</p>